

「学校ネットパトロール事業」実施業務委託業者の選定に伴う
プロポーザル審査会設置要綱

(設置)

第1条 学校ネットパトロール事業実施業務委託に最も適した事業者の選考に関し、厳正かつ公平な執行を図るため、学校ネットパトロール事業実施業務委託業者の選定に伴うプロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 提案者の資格要件および業者指名に関すること。
- (2) 提案者の審査および選考に関すること。
- (3) その他選考に関し必要な事項

(組織)

第3条 審査会は、委員5人以内を持って組織する。

(委員および任期)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が指定する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市職員

2 委員の任期は、所掌事項にかかわる協議が終了するまでとする。

(委員長および副委員長)

第5条 審査会に委員長および副委員長各1名を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。ただし、互選により難しい事情があると認めるときは、学識経験者である委員のうちから教育委員会が指名した者をもって充てる。
- 3 委員長は、選考委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長が指名した委員とする。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議等)

第6条 審査会の会議は、委員長が招集し、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 2 委員長は、審査会の会議の議長となる。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決することとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、委員長は、会議を開くことが困難な特段の事情があり、会議によらないことをもって審査会の運営に支障を生ずるおそれがないと認めるときは、持ち回り審議をすることができる。この場合における審議の議事については、持ち回り審議を会議とみなして前2項の規定を適用する。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、学校教育部学校教育課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が審査会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。